

善行地区郷土づくり推進会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱（平成25年4月1日施行、以下「要綱」という。）の規定により設置された善行地区郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(意見の集約)

第2条 推進会議は、要綱第3条第1号の意見の集約を行う場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 地区全体集会
- (2) アンケート
- (3) 前2号に掲げる方法のほか、善行地区の実情に即し、推進会議が適当であると認める方法

(組織)

第3条 推進会議は、30人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 善行地区内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は地区内で活動する者（この市の常勤の職員又は議員である者を除く）で、第12条に規定する委員選考委員会が選考した者（以下「公募委員」という。） 若干人
- (2) 善行地区内において活動する別表に掲げる地域団体若しくは企業等から推薦された者（以下「団体推薦委員」という。） 10人以上20人以内（ただし、総員数を超えない範囲とする。）

(委員の任期)

第5条 委員は、再任されることができる。ただし、公募委員の再任の回数は1回に限る。

2 前項の規定にかかわらず、推進会議の推薦を受け、委員選考委員会が再任の必要を認めた者は、さらに1回に限り再任できるものとする。

(議長等)

第6条 推進会議に議長1人のほか、副議長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ副議長のうちから議長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議は、次の各号に掲げる会議を開催する。

(1) 全体会

(2) その他、推進会議が必要と認めた会議

(会議の公開)

第8条 会議の公開及び傍聴等に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(議事録の作成)

第9条 要綱第10条の規定により作成する議事録は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める期間公表するものとする。

(部会)

第10条 専門的かつ詳細な調査または検討を行ったうえで、総合的な審議等を行うことが適当な場合、議長は、推進会議に諮ったうえで、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会は次に掲げる事項を処理する。

(1) 議長が指示する事項についての、専門的かつ詳細な調査又は検討。

(2) 前号に規定する調査又は検討結果の推進会議への報告。

(3) その他、推進会議が必要と認めた事項。

3 部会において審議された事項に係る推進会議としての意思決定は、全体会の

議決により決するものとする。この場合において、当該部会に所属する委員は、全体会での議決権を有しない。

4 前項までに定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(事務局)

第11条 推進会議の事務局は、善行市民センターとする。

(委員選考委員会)

第12条 市長は、現に委員である者の任期が満了する3月前までに、議長並びに委員及び委員以外の者のうちから推進会議が選任する者によって構成する委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、選考委員会、委員の募集及び選考に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成25年 4月23日から施行する。

この要領は、平成25年 9月 4日から施行する。

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 7年12月11日から施行する。

別表（第4条関係）

番号	地域団体の名称等
1	善行地区自治会連合会
2	善行地区社会福祉協議会
3	善行地区民生委員児童委員協議会
4	善行市民センター生涯学習事業評議員会
5	善行地区青少年育成協力会
6	善行地区生活環境協議会
7	善行地区防犯協会
8	善行地区交通安全対策協議会
9	パートナーシップ善行
10	善行地区内社会体育振興協議会
11	社会福祉法人喜寿福社会
12	善行地区PTA団体
13	善行駅前新栄会
14	株式会社荏原製作所藤沢事業所
15	善行地区老人クラブ連合会
16	特定非営利活動法人 のりあい善行